

財務省告示第二十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年一月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一八トン
三	一・三三二トン
四	二五、 一二トン
五	一、一四八トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
四四五トン	七四七トン	一一、五三二トン	一〇六、八一三トン	六六七トン	四九九トン	三八一、三三三トン	九一六、三九二トン	三、八八、二三五トン	六五、五七七トン	一一、二五トン	四、二九六トン	三六、三二トン	・九一トン	トン	七トン

二九	六三 トン
二八	八 トン
二七	九、八八六 トン
二六	三、七七二 トン
二五	ト ン
二四	二四 トン
二三	三、三七四 トン
三三	七 トン
一一	一一、六四 トン